

## 郵送での手続きが可能なもの

※それぞれの手続きには、申請書(申告書、届出書)以外にも必要な書類があります。添付していただく書類は手続きによって異なりますので、必ず事前に課税課 諸税係(電話番号042-338-6832)へお問い合わせください。

| 手続き |                        | 使用する様式                | 必要書類  |
|-----|------------------------|-----------------------|---|
| 1   | 原付の廃車                  | 軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書 | ①軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書<br>②ナンバープレート(紛失の場合は⑥参照)<br>③標識交付証明書(紛失の場合は、自賠責保険証のコピー又は直近の軽自動車税(種別割)領収書のコピーでも可)<br>④運転免許証のコピー(本人確認用)<br>⑤返信用の封筒(84円切手貼付)<br>⑥(ナンバープレートを紛失した場合は、弁償金200円の定額小為替を同封)<br>※申告は原則として納税義務者本人です。<br>※他に添付書類が必要な場合がありますので、必ず事前にお問い合わせください。 |
| 2   | 原付の住所・氏名・定置場等変更(市内転居等) | 軽自動車税(種別割)変更申告書       | ①軽自動車税(種別割)変更申告書<br>②標識交付証明書(紛失の場合は無くても可)<br>③運転免許証のコピー(本人確認用)<br>④返信用の封筒(84円切手貼付)<br>※申告は原則として納税義務者本人です。<br>※他に添付書類が必要な場合がありますので、必ず事前にお問い合わせください。  |
| 3   | 標識交付証明書の再発行            | 標識交付証明書再発行申請書         | ①標識交付証明書再発行申請書<br>②運転免許証のコピー(本人確認用)<br>③返信用の封筒(84円切手貼付)<br>※申告は原則として納税義務者本人です。<br>※他に添付書類が必要な場合がありますので、必ず事前にお問い合わせください。   |
| 4   | 軽自動車税(種別割)に関する送付先変更    | 市税送付先変更届              | ①市税送付先変更届<br>※必ず事前にお問い合わせください。<br>※納税義務者本人以外を送付先にすることはできません。<br>※届出は原則として納税義務者本人です。   |
| 5   | 軽自動車税(種別割)の税止め         | 軽自動車税(種別割)申告書(報告書)    | ①軽自動車税(種別割)申告書(報告書)<br>※必ず事前にお問い合わせください。  |

※廃車証明書の再発行は、自賠責保険用の証明書のみ発行が可能です。手続きについては、お問い合わせください。